

地方行政委員會議録第十八号

昭和二十七年三月二十五日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君
理事 大泉 寛三君 理事 野村 幸太郎君
理事 床次 徳二君

川本 末治君 小玉 治行君
佐藤 親弘君 前尾 繁三郎君
鈴木 幹雄君 藤田 義光君

大矢 省三君 岡 良一君
門司 亮君 立花 敏男君
出席 國務大臣 岡野 清豪君

出席 政府委員 國家地方警
察本部長官 齋藤 昇君
國家地方警察本部警務本
部會計課長 三輪 良雄君

總理府事務官 荻田 保君
地方自治局長 鈴木 俊一君
地方自治次長 奥野 誠亮君
財政課長 專門員 長橋 茂男君

委員外の出席者 專門員 長橋 茂男君

三月二十五日

委員 竹山 祐太郎君及び門司 亮君 辭任
につき、その補欠として藤田 義光君
及び岡良一君が議長の指名で委員に
選任された。

同日
委員 岡良一君 辭任につき、その補欠
として門司 亮君が議長の指名で委員

に選任された。

三月二十日

町村職員恩給組合法案(内閣提出第
九二二号)(予)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
小委員の補欠選任

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七四号)
町村職員恩給組合法案(内閣提出第
九二二号)(予)

警察に關する件

○金光委員長 これより會議を開きま
す。

町村職員恩給組合法案、内閣提出
第九二二号を議題といたします。本案は
予備審査であります。それでは國務大
臣より提案理由の説明を聴取いたしま
す。

町村職員恩給組合法案
(目的)

第一條 この法律は、地方公務員法
(昭和二十五年法律第二百六十一
号)の精神に則り、町村職員恩給の退
職年金及び退職一時金に關する事
務を處理するための組織及びその
運営の方式を定め、もつて町村職
員の福祉の増進を図ることを目的
とする。

(町村職員恩給組合の設置)

第二條 町村は、都道府県の区域こ
とに、職員の退職年金及び退職一
時金に關する事務を共同處理する
ため、地方自治法(昭和二十二年
法律第六十七号)第二百八十四條
に規定する一部事務組合(以下「町
村職員恩給組合」という。)を設け
なければならぬ。

(町村職員恩給組合の規約)
第三條 町村職員恩給組合の規約に
は、地方自治法第二百八十七條第
一項各号に掲げるものの外、組合
の給付を受ける者の範囲、資格並
びに給付の種類及び額について規
定を設けなければならない。

2 地方自治法は、前項の事項に關
し、模範規約例を定め、町村職員恩
給組合に示すことができる。
第四條 町村職員恩給組合は、その
規約を変更しようとするときは、
組合の議会の議決を経て、都道府
県知事の許可を受けなければなら
ない。

(費用の負担)
第五條 町村職員恩給組合の給付に
要する費用は、町村及び職員が負
担する。

(給付財産の計算及び資産の管理
に關する原則)
第六條 町村職員恩給組合の給付に
要する財産の計算及びその資産の
管理は、健全な保險数理を基礎と
しなければならない。

(町村職員恩給組合連合会)
第七條 町村職員恩給組合は、共同

してその事務の改善進歩を図るた
め、町村職員恩給組合連合会(以
下「連合会」という。)を設立するこ
とができる。

2 連合会は、前項の目的を達成す
るため、左に掲げる事業を行うこ
とができる。
一 町村職員恩給組合の事務に關
する技術的及び専門的な知識、
資料等を組合に提供すること。
二 町村職員恩給組合の給付に要
する財産の計算及びその資産の
管理に關する保險数理に關する
調査研究を行うこと。

三 町村職員恩給組合の給付に要
する財産の計算及びその資産の
管理が前條に規定する原則に従
つてなされるように、組合の事務
の指導を行うこと。
四 その他その目的を達成するた
めに必要な事業

3 連合会は、法人とする。
連合会は、定款をもつて左に掲
げる事項を規定し、内閣總理大臣
の認可を受けなければならない。
一 名称

二 事業
三 事務所の所在地
四 加入及び脱退に關する事項
五 役員に關する事項

六 經費の分賦及び會計に關する
事項
七 その他重要な事項

定款は、内閣總理大臣の認可を
受けなければならない。変更するこ
とができる。

6 連合会は、第四項の規定による
定款の認可の日に成立する。

7 連合会は役員として理事及び監
事を置く。

8 民法(明治二十九年法律第八十
九号)第五十二條第二項、第五十
三條から第五十五條まで、第五十
九條及び第六十七條の規定は、連
合会に準用する。

(町村の全部事務組合、役場事務
組合又は一部事務組合の取扱)
第八條 この法律の適用について
は、町村の全部事務組合、役場事
務組合又は一部事務組合は、一の
町村とみなす。

(この法律と地方自治法との關係)
第九條 この法律に特別の定のある
ものを除く外、町村職員恩給組
合に關しては、地方自治法の規定に
よる。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月
一日から施行する。

2 この法律施行の際現に地方自治
法第二百八十四條の規定による一
部事務組合で町村の退職年金及び
退職一時金に關する事務を行うも
のは、この法律による町村職員恩
給組合となつたものとみなす。こ
の場合において、当該組合は、こ
の法律施行の日から六月以内に必
要な規約の変更をしなければならない。

3 所得税法(昭和二十二年法律第
二十七号)の一部を次のように改

正する。

第三條第十二号中「並びに国家公務員共済組合及び同連合会」を「国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会」に改める。

4 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「並びに国家公務員共済組合及び同連合会」を「国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会」に改める。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会」の下に「町村職員恩給組合連合会」を加え、第七百四十三條第四号中「並びに国民健康保険組合、国民健康保険の事業」を「国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行ふ法人及び国民健康保険連合会の国民健康保険の事業」を「国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行ふ法人及び国民健康保険連合会の国民健康保険の事業並びに町村職員恩給組合連合会の事業」に改める。

○岡野国務大臣 町村職員恩給組合法案につきまして、提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昨年十二月、第九国会において成立し、昨年二月から施行されました地方公務員法におきましては、地方公務員の福祉及び利益の保護を、適切かつ公正にはかることを根本基準の一として掲げておるのではありませんが、地方

公務員の退職年金及び退職一時金の制度につきましては、同法第四十四條において、職員が相当年限忠実に勤務して退職し、または死亡した場合における退職年金及び退職一時金に関する制度が実施されなければならないと規定いたしておるのであります。思うに、同條の趣旨とするところは、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を確保するためには、地方公務員の退職後の、あるいは死亡した場合における本人またはその遺族の生活を保障するための退職年金及び退職一時金の制度を確立することにより、地方公務員の職に有為の人材を誘致するとともに、その職にある者をして、安心して職務に専念させることが必要であり、そのゆえに、公正かつ適切な退職年金及び退職一時金の制度が、実施されなければならないというところにあると考へられます。

政府といたしましては、地方公務員法に規定された新しい理念に基き、地方公務員の退職年金及び退職一時金制度をいかにすべきかにつきましては、国家公務員の制度との関連、さらには一般社会保障制度との関連等をも考慮し、せつかく研究中であるのであります。

町村の公務員に対する退職年金及び退職一時金の制度については、昭和十八年、政府の指導により各都道府県と、町村の一部事務組合として町村吏員恩給組合が設けられて、今日に至つておるのであります。町村吏員恩給組合の給付の種類、額等の現行の基準は、おおむね国家公務員あるいは他の地方公務員の制度に準ずるものとなつておるのであります。今ただちに

この基準を改めることは、国家公務員あるいは他の地方公務員の制度との均衡の問題もあり、全般的な退職年金及び退職一時金の制度の改革の問題とにらみ合せて、今後も研究を続けて参りたいと存じますが、ただ町村吏員恩給組合は、その法的基礎が薄弱であり、その財政的基礎も必ずしも確固たるものでなかつたために、その運営上遺憾の点が認められ、町村からも早急にそれらの点を整備することが要望されておつたのであります。この際、現行恩給組合制度の建前を維持しつつ、これを法制化することによつて、その機構を整備し、あわせてその運営の改善をはかることとし、本法案を提出いたしましたのであります。

次に、本法案の内容につき、その概略を御説明申し上げます。本法案におきましては、第一に、現在の町村吏員恩給組合は、一応町村の任意加入となつておりますので、これを強制加入に改め、真に町村の公務員全体の福利の向上を確保いたすことといたしてあります。第二に、町村職員恩給組合の給付を受ける者の範囲、資格、並びに給付の種類及び額については、組合の規約で定めなければならないことといたしてあります。第三に、町村職員恩給組合の経費を、町村が負担すべきことを法律上明記し、組合の財政運営の基礎を明確ならしめる措置を講じてあります。第四には、町村職員恩給組合の財源の計算及び資産の管理は、健全な保険数理に基かなければならないという原則を、法律上の要件といたしております。第五に、各町村職員恩給組合の実際の運営が、右の原則に従つて行われることを共同して確保する方途と

して、各町村職員恩給組合が連合会を組織し、これによつて自主的にその目的を達成させることといたしてあります。

以上本法案を提出した理由及び内容の概略を申し述べたのであります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○金光委員長 本案に対する質疑は次会より行ふことといたします。

○金光委員長 これより地方税法の一部を改正する法律案を議題として、前に引続き質疑を続行いたします。川本末治君。

○川本委員 われ／＼は今回の地方税法の改正の中に当然入れられるべきことを予想しておつた入場税について、何らの改正が出ていないようでありますが、申し上げるまでもなく、文化国家として現在の日本の入場税くらい無法な、国辱的存在はないと思ひます。政府はいかなる理由で、この入場税に對して今回は手をつけないのか、また将来これに對して手をつける意思はないのか、一応承りたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。地方財政は御承知の通りに相当窮乏しております。でございますから、税が減るといふことには、われ／＼としても相当考えなければならぬ、こゝろ考へておるのであります。しかし御説の通り、十割という税率は非常に高過ぎる。これはもうわれ／＼も同感でございます。その点につきましていろいろ今回の改正案に織り込んで、何とかこれを提案したいと存じておりますが、諸種の都合によりまして、今回はこれを提案することができな

つたという結果になりました。しかし将来これに對して十分検討をし、また障害が除かれしなれば、これを再び改正案として出したい、こう考へておる次第でございます。

○川本委員 一応大臣の御説明はわれわれ了承はできますが、しかし他の方面で減税をしておりますのに、特に何人が見ても当然やらなければならぬ。現在の地方税法の七十七條には、スポーツ関係とか、純オベラとか、バレエ、そうした関係のものも、従来第二種として認めておりますが、こゝろ部分のなものであつても、これを下げて行かうという御意思は、おありになるか、なおおありになるとしたら、取扱上どのくらいの収入減になるか、おわかりでありましたら御答弁願ひたい。

○岡野国務大臣 お説しごくごもつとも、われ／＼としてもさういう考へをしております。それにつきまして詳しい収入とか何とかいうことについては、事務当局に御答弁させます。

○鈴木（後）政府委員 ただいま川本さんの御意見の点でございますが、スポーツ等に対する課税を軽減することはないか、こゝろお尋ねの趣旨と承りました。この点につきましては、スポーツが他の種類の入場税と若干性格が違ふという点につきましては、私もさう考へておるのでございませうが、先ほど大臣も申し上げましたように、全体として地方財政は目下のところ相当に窮乏しておる状態でございますので、今回のところはそれらの点につきまして、具体的に減税措置を講ずるといふことができなかった次第であります。御指摘の、スポーツについ

○川本委員　それでは本日でもよろしゅうございますから、ぜひ近き日に――次までくらはには必ずこれらの部面の職業野球、職業庭球、純オベラ、バレエ、能楽、それから学生野球等の入場税が現在の程度になつておるかということをお調べおきを願つて、書類を御提出願いたいと思ひます。

○金光委員長 岡良一君。

○岡(一)委員 地方税改正に関連いたしましたお尋ねをいたしたいと思いますが、石川県におきまして目下開会されております県議会上程になつておる税に関する條例の一部改正があるものであります、その中に道路補修特別税と称するものを徴収することになつております。これはもちろん地財委等の許可を得て條例として提出されたものと思いますが、この道路補修特別税を徴収することに対して許可を與えられたる理由と申しましようか、経緯と申しましようか、その点を承りたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 石川県の議会におきまして、道路補修特別税と称する條例案について、目下審議中というお話でございますが、地方財政が道府県あるいは市等におきまして、相当に窮乏しておることは事実でございます。まして、そのような関係から、現在法律で制定をいたしてあります税目のほかにも、しかるべき税目を起して課税をい

えることになつておるわけでございますが、その許可の基準は、たとえ国税と重複をいたしますようなものでもございすとか、あるいは内国關稅的な色彩になりますものでもございすとか、あるいは負担の過重をしいるような結果になるものでございすとかいうようなものを除きまして、そうでない限りは許可しなければならぬ。こ

れておるわけでございます。石川県等

におきまして、道路補修特別税という
ような名のもとに、一種の県民税的な
形のものを考慮いたし、そのことにつ
きまして地方財政委員会の方に意見を
聞いて参つて来ておるやに私どもも聞
いておるのでございますが、この道路
補修税等につきまして、地方財政委員
会において許可をしたということにつ
いては、私どもまだ具体的に聞いてい
ないのであります。おそらく目下審議
中であらうと考へておる次第でありま
す。

と、県民の普遍的な負担によつて道

路、橋梁等の改良、補修費を充足するため、道路補修特別税を課するというふうになつておるのであります。要するに道路、橋梁等の改良、補修ということを明らかにうたつた目的税である、私どもは考えざるを得ないのであります。その点に関する御見解はいかがでしようか。

○鈴木(俊)政府委員　目的税は特定

るものでございますから、いわば受益の對象が明確であることが、普通の場合であるのであります。道路補修特別税というものが、その目的税に該当する性格のものであるか、それとも法定外の普通税の一種であるかということにつきましては、よく具體的の條例案の内容を拜見いたしませんと、ここでにわかに目的税であるとか、あるいは

べき性格を持つておるといふことの断

定はできないと思うのでございます。
○岡(夏)委員　しかし條例はここにありますので、また後刻いつでも差上げますが、少くともこの補修税に関する條例改正の第一項にうたつてあるのは、県民の普遍的な負担によつて道路、橋梁等の改良補修費を充足するためと、はつきりうたつてある。従つて徴收されるところの税というものは、何に使われるかということとは、明確にこれにうたわれておる。してみればこれは明らかに目的税というものに該当

するものであると思いますが、なおさらに御検討なさろうという理由は、私

どもちよつとわからないのでござい
ますが、重ねてお伺いをいたします。道
路、橋梁等の改良補修費を充足するた
めに道路補修特別税を課する、明らか
に税の使用目途というものは條例にう
たつてある。してみれば、これは明ら
かに目的税と思いますが、その点につ
いて重ねて御見解を伺います。

○鈴木(僕)政府委員　目的税につきま

だいたいの道路補修特別税というのは、まさにその性格を持つておるわけでございしますが、賦課を受けますところの納税義務者というものが、どういふふうになつておりますか。具体的にその補修せられます道路なり橋梁なりによつて特に利益を受ける者、あるいはその受益について差があるものに對しまして、課せられるということとござい

と思うのでございますけれども、お

さらくは一般的に県民に対して、課税をしようという案ではないかというふうに考えられますので、もしそうでございますと、そういう目的は持つておりますけれども、やはり普通税制なるものとして考えるべきものではないか。要するに法定外の普通税として見るべきものではないかというふうに考えられるのであります。しかしながら目的税の性格を明確にとれますように賦課の方法等を調整をいたしますならば、御指摘のごとく目的税という性格

も持つことになるであらう。要するに問題は、どのような具体的内容

○岡(長)委員　こういうことは釈迦に説法ですが、しかし法律は人によつてつくられ、また運営も人が当るのであり、また人を対象とするものだと思いますが、今の御答弁によれば、まつたく本末を顛倒しておると私は考えざるを得ないのであります。要するに道路

いていないようなところをかけ飛ばす。これによつて道路の損傷というものゝが非常に多いことは、これはもう申し上げるまでもないのである。従ひましてそういうところをあるいは工場に通勤をし、あるいは会社に通勤をする者が、そのはね返りを恐れながら、ともかく非常に難儀をしながら、通勤をしてゐる。であるから道路の破

をこらむつておる者は、明らかにこれ

らの県民であり、村民であり、市民である。そういうふうな者が、交通機関の発達によつて今日無制限に破壊をされ、損傷をされておるところの道路の補修の負担を、平等に負担しなければならぬというこゝと自体が、私どもとしてはきわめて不可解であるにもかかわらず、ただいまの御答弁によれば、その納税義務者というものが、一般県民であるということであるならば、一般普通な税目としてこれを数えてもいい、ないやうなものを考へてあるとい

うことになる、これは非常に本末を

重ねて御見解を承りたいと思ひます。
○鈴木(俊)政府委員 この目的税につ
きましては、ただいま何々の経費に充
てるために税をとる、こういうことで
ありますと、その限度では常識的に
は目的税と言われてもいいと思うので
ございますが、この地方税法におき
ましては七百二條以下に目的税の規定

がありまして、道府県又は市町村は、水利に関する事業、都市計画法若しくは特別都市計画法に基いて行う事業、林道に関する事業その他土地又は山林の利益となるべき事業の実施に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地又は家屋に対し、その価格又は面積を課税標準として、水利地益税を課することができるといふようにございまして、水利地益税という形において道府県は目的税を課することができ、こういうふうになつておるのでございます。市町村は共同施設税なり、国民健康保険税という形態の目的税を課することができ、府県につきましては今申し上げましたような形のは目的税として法律上規定せられておるわけでございまして、そこでたゞいまお話のような動機あるいはその法定外普通税を起さなければならぬ理由は、道路の補修に要する経費の手当ということございませうが、やはり性格といたしましては水利地益税という形にいたしますならば、特別でございませうけれども、そうでありませんと、どうも法定外普通税という形において考慮するのはかたはかりではないかというふうに考えられるのであります。

○岡(農)委員　そこでたゞいま御説明の中にもありましたように、都市計画に關しての水利地益税というふうなものについては徴収し得るといふふうな御答弁のようでありましたが、実は実態を申しますと、金沢市の場合に今七本の都市計画路線の計画をし、目下工事を進めております。ところが本年度におきましても約三千万円の費正が

ないために、工事も中止のやむなきに至らうかという懸念を持つておるのであります。そういうふうなときに金沢市からこの道路補修税によつて、大体県の予算を見ますと、六千万円の収入増を見込んでおられますが、金沢市のみで負担するものが二千四百万円あります。こういうものが、しかも県の特別税として徴収され、県全体の道路の補修に充てられるということになつて、その結果としては金沢市における都市計画路線の改修ないし進捗というものが、さらに実際問題としてははばまれるという結果になつておるのであつて、そういう点から申しますと、たゞいま御説明の水利地益税として都市計画等の路線に関する特別なる税目を設定し徴収してもいいというお取扱いとは、かえつて逆な結果が生れて来るのであります。こういう点について指導的な立場にあるあなたとしての御見解を承りたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員　たゞいまの道路補修等の補修に相当の経費を要し、しかも一般的なる財源としてこれに充てるべきものが足らない。こういうような状態のもとにおきまして、そういう経費に對して充たいたしますことを主たる目的として税を起すということでは、現在の地方財政の状況においてはやむを得ない場合があるであらうと思ひます。ただ先ほど来申し上げまする動機ないしは理由と申しますか、そういうことでございまして、やはり税といたしましては私どもは非常に普遍的、一般的なるものという形において起さざるを得ないのではないかと考へるのであります。なるほどその

道路の補修、修築によりまして利益を受けるものもございまして、したが、やはり県道として広く一般市民の通行の用に供するものでございまして、ならば、やはりこれは一般的な税負担をもつてこれに充てるというところで支障がないのではないかと、また一般の道路費というふうなものにつきまして、一般の税をもつて今日負担をされるわけにございまして、特に別個にそういう目的のために税を起し、それを一つの特別会計的なものとして扱つて行くということとは、むしろ財政運営の上から申しまして適當ではないのではないかと申しまして考へられるのであります。具体的にこのような税を許可するかどうかということは、地方財政委員会におきましてこれを処理いたすわけでございまして、その点に關しまして、地方財政委員会の事務局長がお見えでございしますので、なお地方財政御聴取願ひたいと思ひます。

○岡(農)委員　重ねてお伺ひいたしました、これは先ほど申し上げましたが、あなたの方でいろいろ私語をしておられたので、よくおのみ込みではなかつたかと思ひますが、實際問題として道路を破損するものは最近急にあつて来た自動車であり、トラックであることはもう論をまたないことは御承知の通りだと思ひます。そういうような場合にこれを県民一般が負担をすべきか、それとも自動車を持つておる、自家用車を持つておる人々とか、あるいは運送業を営んでおる人々とか、こういう方々が公平に見て道路の破損補修については、できるだけの負担をするという建前で行くのが適當ではないかと私どもは考へるのであります。その点について御見解を承りたい。

○鈴木(後)政府委員　大トラック業者あるいは路線を設けて運営をしておりますトローラー・バス、運送業者、こ

えた県民税というか、まづたく人頭制的な県民税的な性格を持つておるといふに考へるのであります。こゝういふふうな点について御見解を承りたいと思ひます。

○鈴木(後)府委員 自動車業者の方々にむして負担を課すべきであつて、県民一般に對して負担を課することは適当でないのではないかと、こゝういふような御質疑のように承りますが、今申し上げました道路の各種の負担金につきまして、その徴收の方法を合理化いたしますといふこと、いま一つの問題は、現在の自動車税の課率率が高いのではないかと、こゝういふような点にも関連をいたして来ると思ひます。

これにつきましては、政府といひましてはいろいろ検討いたしたのでございしますが、今回はこれを増徴するといふことにつきましてはいかがであらうか。一般的にそれ／＼の減税をばかつておりますのに、これだけを増徴するといふことについては、なお若干差をいたした方がよろうといふことで、今回は増徴の案は実は提案いたさなかつたのでございします。しかしながら道路の補修、橋梁の補修といふことにつきましては、やはり本来ならば一般的の財源をもつて処置いたすべきことであらうと思ひますけれども、御指摘のごとく特定の個人に對します賦課が、法定外の税目として相当重くなるといふことにつきましては、やはり負担の公平、均衡化といふような点から、相当考慮をしなければならぬといふふうに考へられるのでありま

す。

○岡(夏)委員 さらに伺ひたいしますが、所得税の一部改正等を見ましますと、

ても、一般の勤勞所得者等の税は、基礎控除を引上げるとか、扶養家族についても考慮を加へるとかいうことで、一般勤勞所得者の税は低くしようといふ傾向にあるといふことは、われ／＼も非常に歓迎をしておるのであります。国の所得税法の改正を通じて見られる傾向は、勤勞国民の所得といふものはできるだけ軽減をはからうといふ方向に向つておる。ところがさうした基本的な現在の傾向にあるにもかかわらず、特に石川県においては、一方において国の所得税法においては軽減される。ところが道路補修特別税といふような、その性格においてもきわめて懸念のある税目を起しまして、五万円以上、月七千五百円以上の所得のあるものには、いわば一律に人頭制的な税目をもつて、この税金を徴収するといふことになれば、これは明らかに国が現在とつておられる税制に對する考へとは逆行した行き方を、石川県がやつておるものと私は考へざるを得ないのであります。この点についてのお考へを承りたい。

○秋田政府委員 まだ石川県の方から正式に届が出ておりませんし、またわれわれの方でも具体的にどうきまつたかといふことを存しないわけでありまして、ただ地方税の性質をいたしましては、所得税が高度の累進をとるのに對しまして、ある程度その率を違つてもさしつかえないといふふうに考へておりますし、それから先ほどお話のありました、税をつくりました目的が、ある程度目的税的なものでございしますので、その程度でもさしつかえないと考へております。それからことにこの法定外特別税に對します中央としての

態度は、この地方全体が地方自治を認めろといふ根本の精神でできておりますので、いやしくも地方団体で、その住民の代表であるところの議会の同意を得て條例がつくられた以上、その府県内におきまする住民の意思は、そこにあるものと現をざるを得ないのでございします。特に著しく法律に列記してありますような強い理由のない限りは、許可しなければならぬといふことが、むしろ法律をもちまして地方財政委員会に義務づけられておるようなわけでありまして、従ひまして正式の書類が出ましてから、おつしやいますような点もよく検討いたして、許可あるいは不許可の処分はそれから勘案いたしたいと思ひます。

○岡(夏)委員 それでは重ねて伺ひますが、実はこの條例の一部改正につきましては、私もたま／＼地元でありますので、県の当局者ともいろいろ打合せをいたしました。そのときに、あなたの方でこの條例を提出することについては、一応内閣的なものを與へてゐるのである、こゝういふことを実は言明してゐるのであります。なるほどあなたのおつしやる通り、県民の代表である県議会がこれを是とするならば、当然それは施行されるでありまして、しかし地方といふたしめても、さうかつてあなたの方の意向を無視して、新しい税目を起すことのできないことは、これは慣例上当然だと思ひますが、あなたの方で事前にこゝういふ條例の改正をもつて、道路補修特別税のような新しい税目を起すことについて、了解を與へられたかどうかといふ点を重ねて伺ひたい。

○秋田政府委員 素案をもちまして、こちらに内々の相談がございしました。が、そのとき財政委員会としましては、細目のことは別にいたしまして、大体さういふ傾向で県がそのようにきまるなら、さしつかえないものだろうといふことを申し上げております。

○岡(夏)委員 重ねてこれは大臣に伺ひたいのであります。地方財政も非常に枯渇してゐることは、申し上げるまでもございせん。こゝういふ道路補修特別税といふふうな、地方税法の基本から見ても、きわめて懸念のある性格のものであり、しかもその納税義務者が五万円以上の世帯は、すべてが漏れなくその負担をしなければならぬ、こゝういふふうな県民税の復活とも申すべき大衆負担の税目を、今後石川県へ右へならへして全国各府県が設定して、どん／＼徴収することになることは、全国民の利害にも重大な影響があると思ひますが、国務大臣として岡野さんは、こゝういふ税の徴収、あるいは條例の改正によるこゝういふ税目の設定に對しては、どういふ御見解をお持ちであるかといふことについての責任ある御見解を承りたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。ただいま次長並びに局長からお答え申し上げました通りに、まだ問題の点は十分検討を要する次第でございしますが、私といたしましては、地方自治法並びに地方税法に認められております法定の條件を備へ、同時に地方の議會がこれをきめて持つて来るという場合には、相當の考慮をして、それに許可を與へなければならぬといふような情勢になると思ひますが、しかしこれは政治でございしますから、たとひ税

法並びにさういふ關係法令にびつたり合ひましても、むやみやたらに昔のやうに税種が全国にたくさんできて来るといふことは、地方税法をつくりました大きな根本方針には反する次第でありますから、その点はよく研究をせまして、お説も同感でございますから、お説のようなことを考慮に入れまして、地方財政委員会での取捨を決定させたい、こゝう考へております。

○岡(夏)委員 最後にこの際強く希望をいたしておきたいのであります。私もこの税目について別に党派的な偏見から申しておるのではないのであります。税法から考へましても、どうしてもこの地方税法の基本的な觀念とは合致しないものが認められるのであります。この点に懸念があるのみではなく、また実質的にも、こゝうして月七千五百円以上の所得があれば、全部世帯制で多少なりとも税の負担があるといふようなことは、国の税法の改正の傾向から考へましても逆行するのではないかと考へますが、ともあれ、もしこれが果議會を通過いたしましたら、さらに皆さんの御審議を経るということになる場合には、十分にひとつ御検討をいたさまして、これは金沢市議會は全員が議會の決議をもつて反對いたしております。それから労働組合、農民組合、主婦連合会等も声を上げて反對しておる税目でありますので、それらの地方の実態についてもさらに御検討、御研究、また御視察をいたして、この際誤りのない処置を、また御判断をいただくことを心から希望いたします。私の質問を終えたいと思ひます。

○大泉委員 関連して、私も自動車

課税に対しては常に主張して参つたのでありますが、ただいま副委員長からきわめて重要な質問がありましたので、この際地方財政委員会の森田さんにお尋ねしたいと思つてます。自家用自動車に対しては、きわめて奢侈的な税金をかけておりますが、トラックあるいは大型乗用車に対しては、きわめて恩恵的な軽い税をもつてやる、こういうことは、いわゆる税の實質的な均衡からいふならば、私は不合理ではないかと思ふ。もし自家用自動車に奢侈的な見方をしているならば、官庁みずからこれは閉止しなければならぬという矛盾も生じて来る。私はもう今日の乗用車は奢侈的なものではないと考へておる。しかしやはり税負担は公平にやらなければならぬのですから、そういう観点があれば、トラックなどは、やはり道路を利用している一つの營業でありますから、むしろ道路における軌道のようなものをただで使うというふうな恩典に浴しておる、こういうふうなものは、大きな投資的な一つの計算からいつて、相当重い負担をして、やはり県民なり、或いは国民全体の負担を軽くせしめるのが私は当然だと思ふ。いわゆる公共のものを私設的に利用しているという点からいふならば、どうしてもこれは一つの事業といふものの建前から、相当重い負担をこれに課すべきであると思ふのであります。地方財政委員会としてどんなお考えを持っておられるか、この際ひとつ承つておきたい。

○森田政府委員 今お述べになりましたように、自動車に對する税をその持つておる人が、いわゆる負担能力

があるから課税するといふ考へ方と、もう一つは道路をいためるものと、道路行政を行つていゝるものとの間の受益關係という観点から、税率をきめるという二つの考へ方があるわけでございます。おつしやいますように、もつと受益の要素を加えて、道路をいためる程度の強いものは、高い税金をとつたらいゝ、こういう考へ方があることは、われ／＼も納得できるものでございすが、ただ現状におきまして、トラックとかバスといふものは、相当公共の用途に充てられておりますし、しかもその業績等を見ましても、あまり負担力がないというのが実情でございますので、先般この法律を改正するときに、いろいろ論議がありましたが、全体にわたつて一応現行のままとしたわけでございますが、将来道路法によります道路損傷負担金というふうな問題とも関連いたしまして、この自動車の税率につきましては、種々考へなければならぬ点があると思ふ／＼も思つております。

○金光委員長 床次君。

○床次委員 先ほど入場税について川本委員から質問がありましたときに、大臣から、非常に複雑な理由があつて、この軽減は正しといふが、この改正について実現できなかったという御答弁があつたのであります。この前に私が質問いたしましたときも同じような御答弁がありました。しかしあとさらに政府委員の追加の御答弁によりますと、財源が困難であるからというところが、おもな理由のように見えますが、この入場税、遊興飲食税の問題に關しましては、これはかね／＼懸案でありまして、この解決に對しな

つて大体どういふふうな見込みを持つておられるか。財源の問題もあり、道よりし、その他の問題もあり、相当複雑な理由があるように御答弁があつたのであります。その複雑な理由は多少時間的にこれも解決できるかとも思ふのであります。大体のお見通しを承つておきたいと思ふ。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。複雑な理由がありますといふことについては御了承願つたように存じます。でございますから、その複雑な理由が除けましたら、できるだけ早く根本的に税制を検討いたしまして、御趣旨に沿うように改正いたしたいと考へております。

○床次委員 昨日でありますか、参議院におきまして大蔵大臣が、地方税の徴收方法に關して、いろいろ考へていゝるという意見が出ておるのであります。最近だん／＼地方税が多くなりまして、その徴收に關しましては確かに問題があるものであります。これを統一した徴收機関にするかどうかということも、意見としては考へ得るのであります。岡野大臣といたしましては、地方税の徴收に關しまして、何か御考慮なさつておられるかどうか、あるいは大蔵大臣が説明せられましたのは、どういふことを考へておられるのか、おわかりでありましたら、御説明をいただきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。昨日の予算委員会で大蔵大臣が申しましたのは、ごく難解な御意見でございます。まして、こうしなさいといふことか、あししたらいだろつたといふことではなくて、地方税の徴收が国税に比べて非常にうまく行つていないでは

ないかといふことを、常に大蔵大臣は考へております。しかし御承知の通り、地方税法ができてから日なお浅しでございます。ふなれは点は十分われ／＼は認めます。しかしながら、新しく根本的に改革になつた地方税を円満に、かつ適切に、また実効的に徴收するには、相当の時間をかけなければならぬと考へております。私といたしましては、地方税は今の徴收方法に非常な変革を行うとか何とかいふことは考へておりません。ただいまやつております徴收方法を、ますます／＼能率的にやらせるように地方を指導して行きたいと考へておる次第であります。

○床次委員 この機会に、自治庁関係の方がおられますから、住民登録法の施行令に關しまして、御意見を伺いたしたいと思います。住民登録法施行法案が今日提案されておりますが、これに關しまして、この施行に關する経費は、平衡交付金法の一部改正、すなわち第十二條第一項の改正が行われてゐるのであります。しかしこの内容を見て参りますと、新しくこの登録法の実施によりまして、市町村の負担が相当増大するように予想されておるのであります。自治庁関係におきましては、この法の實施に關しまして、平衡交付金の算出において相当増額を予定しておられたかどうか、またどの程度の経費で済むのかどうかといふことについて、お見通しがありますれば承りたい。

○鈴木（俊）政府委員 住民登録法につきましては、たしか政府の予算の中に三億数千万の本年度の實施経費が計上せられておつたと思つてござい

ますが、これは主として住民登録に要します各種の附屬等の印刷の経費であるように承知いたしておるのであります。そのほかに實際市町村におきまして、もしあの法律がそのまま施行に相なりますと、郵送料でございますとか、あるいは戸籍事務に従事する者、その他の関係におきまして、やはり相當の経費が事実必要となるのではないかと、いふふうに考へておるのであります。ことに五大都市等、人口移動のほげしいところにおきましては、住所の移動がありましますたびに、本籍地の方にそのことを特に通知してやらなければならぬ。受取つて戸籍簿の附屬に一々記入をいたさなければならぬので、これらの關係の事務がやはり相當煩雜であらうと思ふのであります。そういう意味で五大都市方面におきましては、その法律の施行につきましてある程度の不安、懸念を持つていゝるように見受けられるのであります。法の趣旨といたしましては、住民の状況を的確に把握して登録をするといふことでございします。そのこと自体はけつ／＼うなことでございします。その法律の効用と申しますか、価値をできるだけ有効にすることが望ましいのではな

○奥野政府委員　住民登録に要します経費は、地方財政全体から考えました場合に、あるいは寄留関係の仕事がなくなります。あるいは世帯台帳の関係の記載事務がなくなるといふような関係から、特にそのために地方財源を増額する必要はない、こういうふうな法

○床次委員　ただいまの御答弁によりますと、本法施行によります新しい負担増が見込まれておるかどうかということにつきましては、すこぶる疑わしいような気がするのであります。留保して計算しておるようであります。結局その分だけが逆算して来るのではないかという疑問も持つわけであります。特に私ども心配するのは、本年度の臨時的な経費であります。これは法務府の方で予算に計上して、これを

ので、必要な措置がとられなければならないというふうにも考えておるわけでもあります。ただいまのところ法務府の見解に従いまして、それで済まされて行くものであらうということを信じておるわけでもあります。

○床次委員長　ただいま自治庁からの御答弁がありました。自治庁といましてはできるだけこういう国の費用が、市町村の負担増加にならぬように考えていただきたい。なお御答弁によ

いうようなことを期待しております。徴收強化という意味は、新しい税をつくるというような意味ではなくて、相当滞納がありますので、これを整理して行く、それからの足らざるところは、歳出等につきましてできるだけの節約をし、事業の繰延べをするというような方法によりまして、二十六年度においての赤字の消えることを、われわれとしては期待しているわけでありまゝす。万一にもこれが消えない場合に

ということについてどうお考えになつてゐるか。百四十億の赤字を徴税を融化するによつて、はたしてこの所期の目的が達せられ、あるいは地方の治安がそれで保てるとお考えになつてゐるのか。現在でも事業税の軒並の徴税あるいは差押えが行われておりまして、非常な不安を持つてゐるわけなのなんです。しかも現在では地方の経済的な事情が逼迫いたして参りまして、非常に経営の上に困難を加へてゐるにかか

ならず、税金の問題が非常に重荷である。しかも局長が申されましたように、百四十億を徴税を強化して埋めるのだということになりますと、これはとんでもないことだと思ふのですが、大臣はやはりそういうふうな地方の実情を無視して、地方の中小企業の経営状態を無視して、単に赤字を埋めるために徴税強化をやるのだというふうな政策しかお持ちになつていないのかどうか、重大な問題なので大臣からひとつ御答弁願ひたい。

○岡野国務大臣 あなたは地方財政委員会というものの立場をよく御理解願ひたいと思ふのです。地方財政委員会というものは、とにかく政府と独立の立場を持ちまして、そして地方財政のためにすべてのことを検討し、すべての計画を立てて、そして財政のやり繰りをやつておる当面の責任者でございます。それが十分検討してやつていくことに對しては、われ／＼はそれを信頼するよりはかに方法はない。われ／＼は地方財政に對して、できるだけ国家的援助を国務大臣としてはいたします。しかしながら地方財政の切り盛りというものは、地方財政委員会にまかせてあるわけでございます。

○立花委員 どうも局長の答弁では十分に親切心を持つて地方の財政を考え、あるいは税金負担を考へて、徴税の強化をやるというふうには聞えない。ただ赤字があるから、残つた赤字はどうするかと言へば、徴税を強化してやるのだという答弁だけですが、それではどういふふうな滞納が残つており、それはどういふ種類の滞納であつて、またどれだけとれるのだという客観的

な根拠をひとつお示し願ひたい。そうでないと、ただ徴税を強化するだけでは、現在新聞紙上で騒いでおります税務署の襲撃とか何とか言われておりますが、これをいいたらずに激化させておられる、これをいいたらずに激化させておられる、とれるという具体的な根拠をお示しにならないと、赤字だからただ徴税を強化するのだでは、これは地方財政委員会みずからが、政府みずからが、税について住民との摩擦を起す原因をつくつておる、そういう考え方だからこそ税務署に對する、あるいは地方の徴税機構に對する住民の反抗が起るのですが、その反抗を起させずにとれるという見通し、具体的な根拠をひとつお示し願ひたい。

○岡野国務大臣 地方財政委員会事務局當局をもつて御答弁させていただきます。

○萩田政府委員 あなたが今おつしやいました中に、百四十億残つておる、それを全部徴税強化によつて処置するのだと私が答弁したように申されましたが、決してそれは申し上げないの、そのうちの一部は徴税の強化、それから事業の繰延べ、あるいは歳出の節約、こういうものを組み合せて、これだけの赤字を克服することができるといふことを申し上げたのであります。

○立花委員 では承りますが、徴税の強化で幾らおとりになる見通しですか。

○萩田政府委員 先ほど申し上げましたように、そも／＼二百二十億という数字は、地方団体が自分で計算して出した数字でございます。これに對しまして検討を加えた結果、われ／＼の計算いたしますと税収入と比べて、たしか八十億程度のものはとれるという

見込みをわれ／＼は持つております。それも入れ、また先ほど申しました歳出の方の検討も加えて、大体この赤字をなくするという計画であります。

○立花委員 それでは八十億だけは確かに徴税強化してとれるということなのですね。それではその八十億はこうしてとれるのだ。とれる見通しがあるのだということをお示し願ひたい。これは百四十億の場合も八十億の場合も同じなんです、私もこれは以上税負担の能力がないと考へておるのですが、どういふ根拠に立つて八十億、徴税強化すればとれるということなのか、これは問題は同じであります。ひとつ御答弁願ひたい。

○萩田政府委員 これ以上ということをお言ひますが、どれ以上というのか、私にはちよつと了解がつかないのでございまして、地方のそれ／＼のところから出ております税収入の見積り、それからこちらで考えます見積り、それの違ひからさういふような数字が出て来るわけですが、それは先ほど申し上げましたように、何も新たに税をとるというのではなくして、たとえば法人につきましても収益状況がよろしいですから、初め見ておつた収入よりも自然増収がある、あるいは徴税率等についてまだ足りないようなところもありまして、さういふところはもつと努力してもらいまして、徴税率を上げる、さういふような方法によつてその程度のことは、今地方が出しておる見積りよりもふえるといふことを申し上げておるわけでありまして。

○立花委員 これはまことに重大なことなので、あなたのように、この数字は地方が出して来たものだ、政府は知らないのだという数字ではないはずですよ。特に地方財政委員会としては、さういふ言ひのされはできないので、地方がかつて出して来た数字ではないに、地方団体が幾度も政府と交渉して、この赤字は政府としても責任を持つて認めたはずですよ。これは知事会、あるいは市町村長会議、あるいは議長会議等で、何回も大蔵大臣に会い、地方財政委員会に会い、そしてぎり／＼結着のところまでこれだけの赤字なのだ、そしてそのうちの八十億は、政府で何とか起債でもしようといふことを、最近言われておるようですが、あとの百四十億はさう簡単に埋められるものではない。さう簡単に埋められるものであれば、知事が折衝し、あるいは市町村長が折衝した場合に、その話についておるはずなので、どうも私考へますと、この百四十億の問題につきましても、政府がおかむりをしておる。年度がもうすぐかわるのだから、これは放つておいたら、何とかなるだろうというふうな考え方じやないかと思ふのですが、その点で大臣はどういふふうにお考へになつておるか、この百四十億については、政府は責任がない数字なので、これは放つておいたら何とかなるというふうにお考へなにかどうか承りたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。放つておいたらどういふことになるかは考へておりません。それがあつたために、地方財政委員会において、これをいかにして補填するかという方策を講じ、また成案を得て各地方公共団体を指導して、これをやつておる次第であります。

○立花委員 おそらく地方自治団体が

が、この数字を政府に交渉したときには、政府は、それは徴税を強化してそれとは言わなかつたはずだと思ふ。特に地方財政委員会はさういふことは言わなかつたはずだと思ふのです。今に及んで残りの百四十億のうち八十億は徴税強化によつてまかなふことというふうなことは、地方財政委員会としては、これはまつた地方をこまかしたことになると思ふのですが、もう少しやり地方財政委員会としての責任ある態度で終始していただきたいと思ふのです。

それから今お出しになつておる地方税法、これとこの赤字との関係はどうなるのですか。これをひとつ承りたいと思ひます。

○萩田政府委員 先ほど申し上げましたように、二十六年におきましては、赤字は解消するから、二十七年以降この改正した税法によりまして税をとれば、二十七年の財政の収支は合つて来るというつもりで、この税法の改正を考へております。

○立花委員 では税法の改正は、地方財政の困難——赤字に現れておる地方財政の困難を解決することを目的とはしてない。大体地方財政の困難は二十六年で終るのだ、だから二十七年からは非常に収支がうまく行くので、税法もさういふ建前であつて、赤字の問題は何ら考慮されていらないといふふうな理解してよろしいかどうか。

○萩田政府委員 その通りでございます。先般お配りいたしました財政計画に基いてつくつております。

○立花委員 それでは、私どもこの

提案理由を見まして、ふに落ちない点が多々あります。それは附加価値税の延期です。御承知のように附加価値税のごとき取扱いは受けました法律は、国会始まつて以来だといわれております。もう附加価値税ができてから三年になるわけですから、ところがいまだに実施しない。これを出しになることは、これはもう一番いい税法なん

で、これをやれば地方の赤字はただちになくなるというふうに、鳴りもの入りで野党の反対を押し切りまして通しました附加価値税が、三年後の来年になりましてまだできない。私はこれは政府としては、面目の失墜これより

はなはだしいものはないと思うのです。それをまたお延ばしになる。ところがその理由として、附加価値税を実施すれば、地方の減収になるからというのを主たる理由におあげになつて

いるようですが、そういったしますと、やはりこの税法はきめられた通りやれば赤字になるのだ、何とかして地方の赤字を克服するために、この税法を通さなければいけないのだということ

は、これは当然含まれておると思うのです。しかもそれは単に二十七年程度だけの赤字ではなしに、累積されて参りました二十七年程度の赤字、これは単に表面上の赤字ではなしに、事業の繰延べとか、あるいはその他で、実質上の赤字は二十六年から二十七年にた

くさん引継がれております。これを克服するために、こういう処置がとられたと思うのですが、そういうことを考慮に入れているのかいらないのか、ひとつ承りたいと思います。

○秋田政府委員 先ほど申し上げましたように、二十六年までの赤字は一

応二十六年で解消し、二十七年年度の財政計画は先般お配りいたしましたような歳入に対する歳入の見合い、と申しますことは、つまりこの税法を改正して附加価値税の実施を一年延期し、しかも事業繰延べは法人税制等についてある程度の減税を行つての税収入、これによつて措置できるものと考

えております。

○立花委員 それでは決して実質上の赤字、実質上の地方財政の困難を克服することにはなりません。地方財政の数字上の赤字は、これは単に氷山の一角なので、まづたく地方財政の困難はその背後にあります事業の繰延べ、あるいは停止、中止、こういうやつが積み積りまして大きな赤字となり、地方財政の困難となつて、そこに横たわつておりますので、これがどうしても

地方財政委員会としては考慮せざるを得ないと思うのですが、ただつじつまが合えば二十七年程度からは地方財政はうまく行くのだ、これはもう財政の赤字は問題にする必要はないのだというお考えは、これは非常に困ると思う。

また百四十億という問題につきましても、ちつとも問題は解決していかないと思う。微税にせよ、あるいはまた事業を整理せよ、事情を簡素化せよということとは、それは秋田君の頭の上のことだけなので、この百四十億が現実と解消されることは何ら関係がないことなの

です。現実には私はもつと大きな赤字が残つて行くだろうと思うのですが、それを考慮しないでつくられた税法の改正案などは、私は無意味だと思ふ。その點についてもう一度承りたい。

○委員長退席、大泉委員長代理着席

○秋田政府委員 何分にも地方財政に

は、一万有餘の団体の財政でございまして、それ／＼が毎日々々財政についていろいろ／＼の行為があるわけでございます。ただここで野放しに八十億だけ融資をすれば、そのまゝ赤字が解消というようなことはいまさら考へておりません。それ／＼の団体が赤字を解消するといふ努力のもとに、先ほど申し上げましたような目安によつて協力するならば、解消するであらうということをお申しておるわけであり

○立花委員 それから大臣の年来の主張と違ひ形が今度の税法の改正に現われておりますのでお聞きしておきたいのですが、大臣は常々、当然地方の不

足分は國家が補助のが建前である、そして國の收入を減らしても、適當な財源措置を地方にやらなければいかぬ。そういう建前でこれからやるのだし、今度の税法もその一部なのだと

いうふうに言われておると思うのです。私もそれは非常にいいことだと考へておりましたのですが、今度の税法の中にはそうじゃない部分がありま

すので、私もよく理解しておりました大臣の考へ方が、やはりそれとは違ひのかどうか念のためにお聞きしたいのです。それは法人の住民税を減らすことなの

○大矢委員 今説明になつた数字並びに先ほど私からお願ひした、自治体並

びに防犯協会等の使っている費用、寄付というものを、あわせてプリントで次の機会にぜひ届けていただきたいと思ひます。

○立花委員 その寄付をどういうふうな方法でお集めになつておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 県費及び市町村費は、これは御説明申し上げるまでもないと思ひますが、団体は先ほど申しましたような防犯団体でありますとか、そういう団体から寄付を願つております。個人の寄付につきましては、まだ十分内容を調べておりませんが、これはやはり町村長とかあるいはその他の人たちが仲介になられまして、今度こういうようなことに少し金を出したらどうであらうかということから、好意的に願つてゐるものと、かように考へております。

○立花委員 前の委員会では、自由党の川本君が問題にしておりましたような、ああいう集め方も、今長官の言われた中に入つてゐるのかどうですか。

○齋藤(昇)政府委員 全部入つてゐると考へております。従ひまして、この中にはわれ／＼の方針に反するものもあると考へておりますが、そういうものを発見次第厳重に、繰返さないように注意をいたしておるのであります。

○立花委員 方針に反するとは、一体どういふ方針なんですか。

○齋藤(昇)政府委員 当然国費で出すべきもの、あるいはその寄付の願ひ方がおもしろくないというふうなもの、たとえて申しますならば、警察の捜査費、活動費というふうなものは、これは個人に寄付を願うというふうなことは、絶対にいけないという方針を、私

の方はとつておるのであります。

○立花委員 その他のものであればいいということなんです、どういふ寄付を、どういふふうなやり方でとれば、それを国費長官としてお認めになるのか、これをひとつ承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 たとえば警察署を新築いたしますような場合、まだ私の方としては、国費の關係からその署の新設にはまわらないという場合に、地方の町村長等の人たちが、ぜひ早くここに置いてもらいたい、自分の方で若干の寄付をする。こういう場合には、われ／＼もできるだけ避けたいのでありますけれども、しかし地方のそういういた要望も参酌し、また實際面をいたしまして、その方が望ましいという場合には、寄付を受入れる場合があるものであります。

○立花委員 私どもそういうふうな場合の寄付というものは、これは建前としてはとつてはいけないものかと思ひます。自治体が必要とするから、お前の方で庁舎を建てるなら、国家警察を置いてやろうということになつて参りますと、警察のあり方自体が、私非常に問題になるのじゃないかと思ひます。だからこそそういうものはとつてはいけないと思ひますが、そういうものまでとつてもいいというふうにお考えになつておるか。それは将来の問題に關連いたしますので、将来もやはり警察の寄付は、建築の場合などはとてもいいという方針なのか、全然国家警察の負担は地方にかけないというのが建前なのか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 御迷惑をかけないことが建前でござります。従ひまし

てこちらの発意によりまして、強制的にわたるような場合はもちろん忍べるだけ忍ぶというものが、私どもの建前でありまして。しかしながら国の方で考へて、この程度でよろしいと考へまして、地方の方でそれよりも、もう少しいい警察のサービスをしてもいい、それは自分たちも何ら強制的にわたらず、しかもそれが住民の願望であるという場合には、私はこの事態の判断には相当慎重考慮を要しますけれども、絶対にこれを拒否してしまふという態度もいかがであらうか、地方の要求に應じられるだけやはいりずるという面も、一応考慮してもよろしいものではなからうか、かように私どもは考へております。

○大泉委員長代理 この際小委員の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち地方財政に關する小委員床次徳二君、藤田義光君、門司亮君、立花敏男君、及び八百板正君が、一時それぞれ他の委員に転任されたので、一度辞任されましたために、地方財政に關する小委員に欠員を生じたのであります。その補欠選任を行いたいと思ひます。つきましてはこれは先例によりまして、委員長の名指名におまかせすることと御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大泉委員長代理 それでは御指名いたします。

床次 徳二君 藤田 義光君
門司 亮君 立花 敏男君
八百板 正君
をそれ／＼指名いたします。御了承願ひます。
本日はこれをもつて散会いたします。

す。次会は公報をもつてお知らせいたします。
午後一時二十三分散会